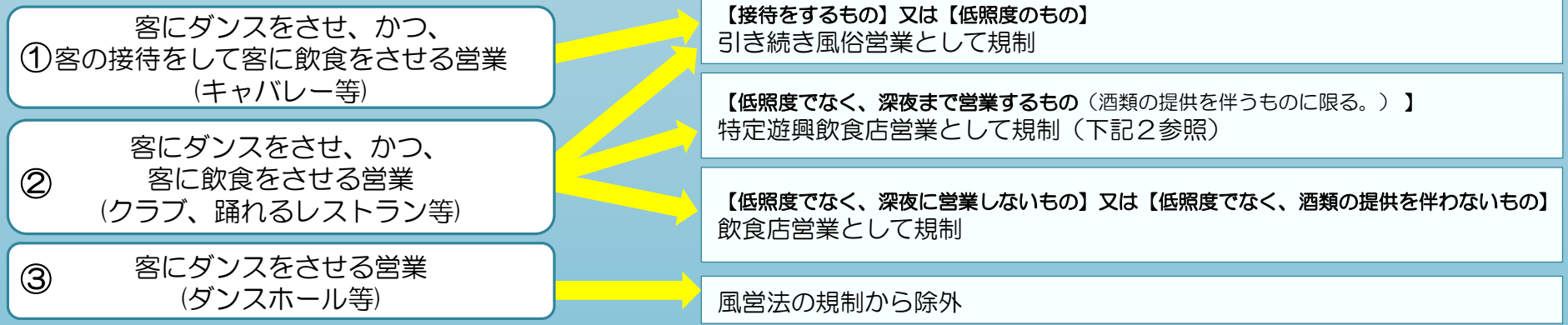


風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 客にダンスをさせる営業に係る規制の範囲の見直し

ダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえ、客にダンスをさせる営業について、その一部を風俗営業から除外するとともに、営業の形態に応じた規制を行う。



2. 特定遊興飲食店営業に関する規定の整備

深夜において客に遊興（ダンスを含む。）をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業を特定遊興飲食店営業とし、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととするとともに、必要な規制を設ける。

【主な規制の内容】

- 欠格事由を設け、不適格者等を排除
- 条例により、営業可能な地域を限定
- 条例により、地域を定めて営業時間を制限することが可能
- 18歳未満の者の午後10時以降の立入りを制限

3. 良好な風俗環境の保全を図るための規定の整備

- (1) 深夜に風俗営業又は特定遊興飲食店営業を営む者の義務
 - 営業所周辺における客の迷惑行為の防止措置
 - 苦情処理に関する帳簿の備付け
- (2) 風俗環境保全協議会の設置
 - 特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして条例で定める地域ごとに設置
 - 警察署長、特定遊興飲食店営業等の営業所の管理者、地域住民等により構成

4. その他所要の規定の整備

- (1) 風俗営業の営業時間制限の緩和に関する規定の見直し
- (2) ゲームセンターへの18歳未満の者の立ち入らせの制限に関する規定の見直し

客にダンスをさせる営業に係る規制の見直しイメージ

改正前

改正後

1号営業
キャバレー等
(ダンス + 接待 + 飲食)

2号営業
待合等
(接待 + 遊興or飲食)

3号営業
ナイトクラブ等
(ダンス + 飲食)

4号営業
ダンスホール等
(ダンス)

新1号営業
キャバレー、待合等
(接待 + 遊興or飲食)

新2号営業
低照度飲食店
(現5号営業)

特定遊興飲食店営業

飲食店営業

風俗営業

風俗営業

10ルクス以下

10ルクス超

深夜に営業

6時～24時
のみ営業

酒類提供あり

酒類提供なし

風営法の規制対象から除外

風営法改正法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の概要

1. 特定遊興飲食店営業に係る規定の新設

(1) 営業可能な地域の基準を以下のとおり定める。(→当該基準に従い、都道府県条例で具体的な地域を指定する。) …第22条

ア 以下のいずれかの地域で営業可能とする(イの地域を除く。)

- 風俗営業、深夜酒類提供飲食店営業等がおおむね300軒/km²以上の割合で存在する繁華街
- 深夜においておおむね100人/km²以下の割合で人が居住する地域

イ 以下の地域では営業不可とする。

- 住居集合地域
- 住居集合地域の周辺(繁華街の中の幹線道路沿いを除く。)
- 入院可能な病院・診療所、入所可能な児童福祉施設等の周辺

(2) 営業時間の制限の基準を以下のとおり定める。(→当該基準に従い、都道府県条例で具体的な地域・時間を指定する。) …第24条

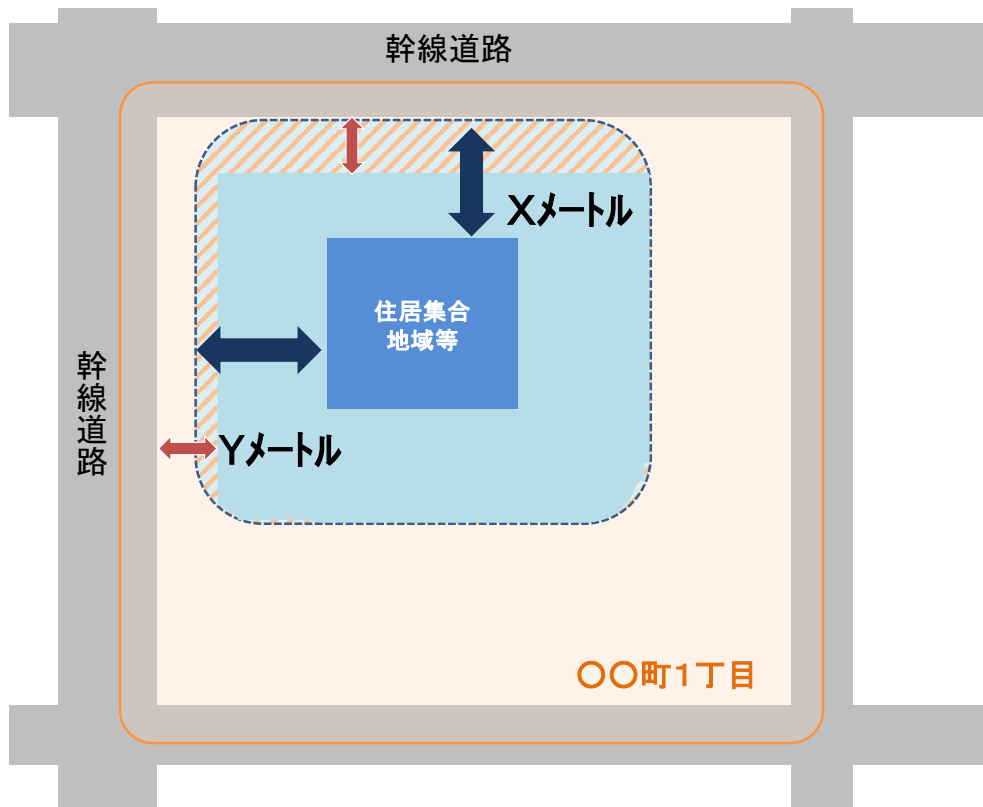
- 通勤・通学等のために早朝の環境保全が必要な地域で、営業時間の制限を可能とする。
- 制限時間は、午前5～10時の間で指定する。

2. 風俗営業に係る規定の改正

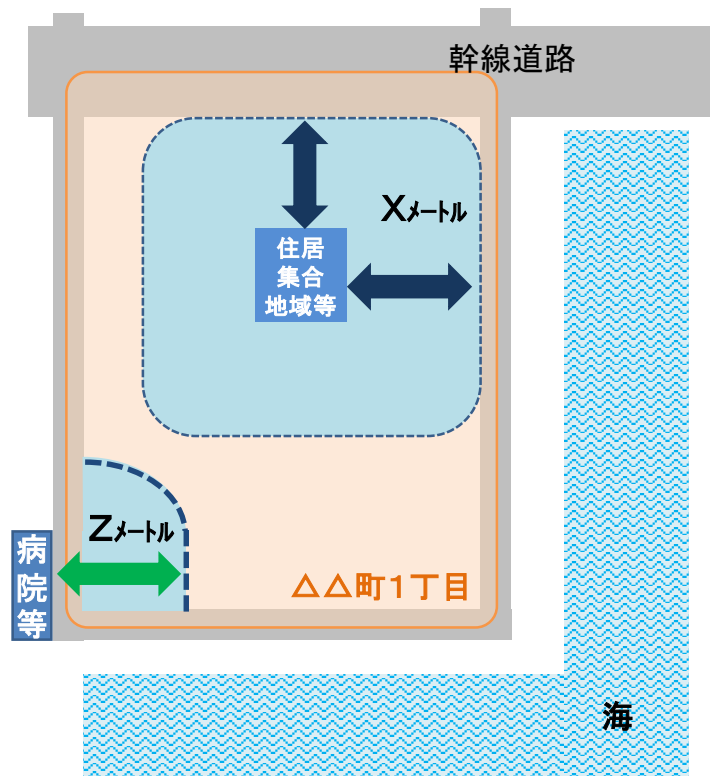
- 現行の風営法施行令では、住居集合地域の周辺での風俗営業の営業延長(午前0時以降の営業)は不可とされている。
- 繁華街の中の幹線道路沿いであれば、住居集合地域の周辺であっても営業延長を可とする。…第9条第1号ロ

特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域の指定のイメージ

1. 風俗営業等密集地域 (〇〇町1丁目) (第22条第1号イ(1))



2. 深夜における居住者が少ない地域 (△△町1丁目) (第22条第1号イ(2))




X: 都道府県が決定



(参考: 風俗営業の営業延長許容地域では、東京都は20m、青森県と神奈川県は30m、他の道府県は数値を規定せず)


Y: 50mを限度とし、都道府県が決定

Z: 100mを限度とし、都道府県が決定

 営業所設置許容地域(第22条第1号イ(1)又は(2))

 住居集合地域等(第22条第1号ロ(1)又は(2))又は保全対象施設(病院等)

 住居集合地域等に隣接する地域(第22条第1号ロ(3))又は保全対象施設の周辺の地域(第22条第1号ロ(4))であるため、営業所設置許容地域とならない地域
( はその例外)

 住居集合地域等に隣接するが、幹線道路に面するため営業所設置許容地域となり得る地域(第22条第1号ロ(3)括弧書き)

風営法改正法の施行に伴う関係国家公安委員会規則の 整備に関する規則の概要

1. 照度の測定方法…第2条、第30条

- 飲食用客席で遊興をさせる業態(ショーパブ等)は、飲食用客席で照度を測定する。
(営業時間の半分以上を10ルクス以下にすれば、低照度飲食店営業に当たると解釈することとする。)
- 飲食用客席以外の場所で遊興させる業態(ディスコ等)は、原則として飲食用客席で照度を測定する。ただし、飲食用客席の面積が客室の面積の1/5以下ならば、遊興させる場所を照度の測定場所に追加し、そのいずれかにおいて照度が10ルクス以下である場合は低照度飲食店営業に当たるものとする。

2. 客の迷惑行為防止措置…第27条

- 迷惑行為防止に関する客への注意喚起
- 営業所の内外の巡視、迷惑行為を行う客に対する制止
- 従業員に対する教育 等

3. 特定遊興飲食店営業の構造・設備の基準…第75条

- 客室は、1室33㎡以上(接待の防止)
- 外部からの見通し遮断の基準は設けない
- そのほかは、現行の3号営業の基準を踏襲

4. ホテル等内適合営業所の基準…第76条

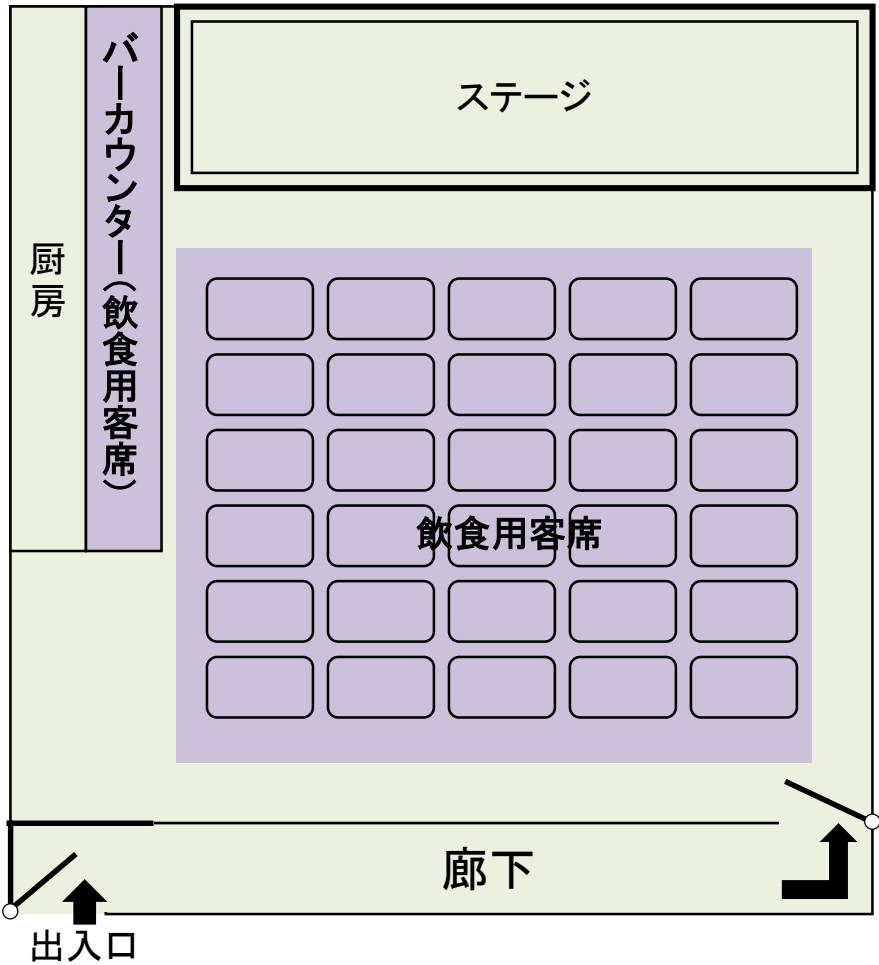
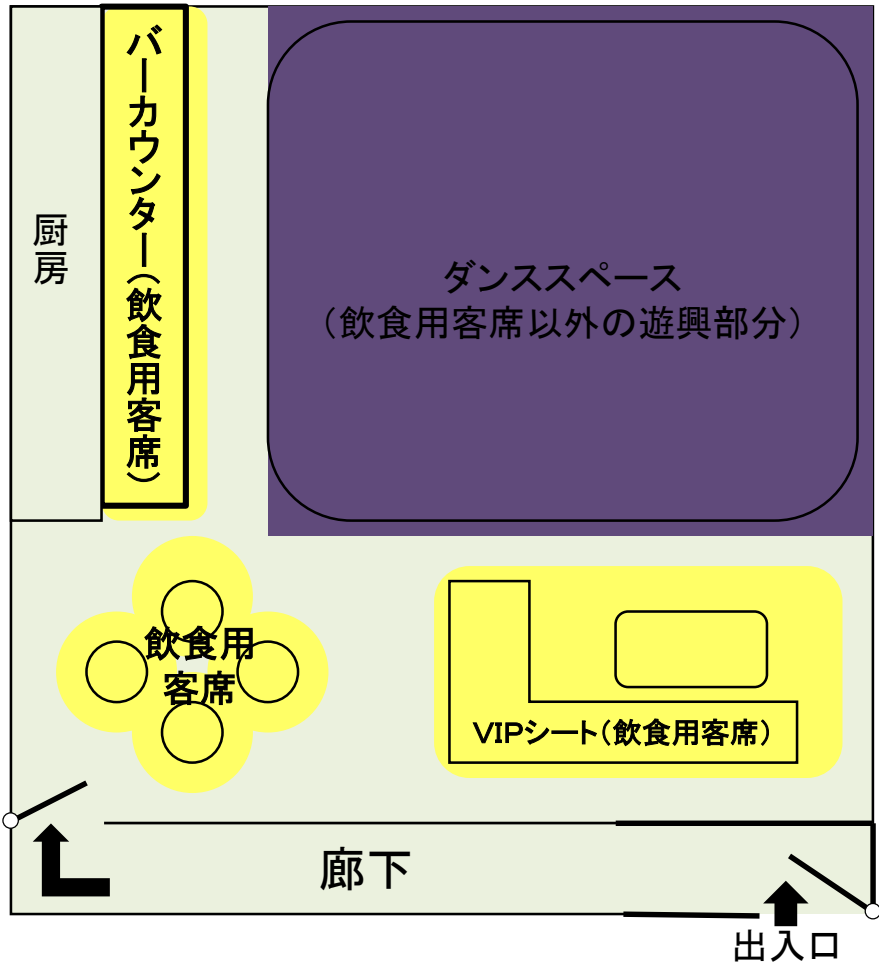
営業所設置許容地域の外にあるホテル・旅館が以下の要件を満たす場合は、当該ホテル・旅館の中で特定遊興飲食店営業を営むことが認められる。

- 同一階のほかの区域、直上・直下の区域を、ホテル・旅館営業者又は風俗営業者等が管理していること
- バルコニーを設置する場合には、バルコニーに通じる出入口に二重扉を設けること
- ホテル・旅館内を通過して、営業所に客が出入りすること
- ホテル・旅館営業者が、営業所への客の出入りを管理すること 等

照度の測定場所のイメージ

飲食用客席以外の場所で遊興をさせる営業形態

飲食用客席のみで遊興をさせる営業形態



- ... 10ルクス超とする場所(常時維持)
- ... 測定対象外(飲食用客席が客室の1/5以下ならば測定対象)

- ... 10ルクス超とする場所(一時的に下回ることは可)
- ... 測定対象外

解釈運用基準(生活安全局長通達)の改正の概要

特定遊興飲食店営業に該当する営業形態の明示

- 特定遊興飲食店営業は、深夜・遊興・飲酒の3要素の全てを満たす営業である。
- 遊興とは、営業者側の積極的な行為によって客に遊び興じさせることを指す。
 - ・ ショーや演奏の類を客に見聞きさせる鑑賞型サービス
鑑賞するよう客に勧める行為、実演者が客の反応に対応し得る状態で演奏・演技を行う行為等は、遊興に当たる。
 - ・ 客に遊戯、ゲーム等を行わせる参加型サービス
遊戯等を行うよう客に勧める行為、遊戯等を盛り上げるための言動や演出を行う行為等は、遊興に当たる。
- 営利性や継続性がないものは特定遊興飲食店営業に当たらない。

例： 結婚式の二次会、毎年1回開催される一夜のイベント等
- 飲食をさせる設備がないものは特定遊興飲食店営業に当たらない。

例： 寄席、クラシック音楽の劇場等

都道府県による風営法施行条例の改正の概要

1. 特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域の指定

- 多くの県(40)は、風俗営業の営業延長許容地域と同一の地域を指定している。

2. 特定遊興飲食店営業の営業地域・営業時間制限

- 多くの県(31)では、全域で午前5時から午前6時までの営業を禁止している。

3. ゲームセンター等営業の年少者の立ち入らせ制限

- 多くの県(30)では、年少者の立ち入らせ制限の時間については午後6時とし、午後6時以後午後10時前の時間においては、保護者の同伴を求めなければならないこととしている。

4. 風俗環境保全協議会設置地域の指定

- 多くの県(37)では、特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域と同一の地域を指定している。